

監査公告第9号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による建設部の定期監査を加賀市監査基準（令和2年加賀市監査委員告示第1号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年11月25日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

建設部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和4年10月11日から令和4年11月22日まで

第3 監査の対象

建設部（土木課、都市計画課、新幹線対策室、建設総務課、建築課、建築指導室）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 個別施設計画書で定めた舗装工事の方針について、その判断基準と当面の課題は合理的、効果的に対応されているか。
- (4) 道路管理の損害賠償事案発生防止について、所管課における対策が効果的に行われているか。
- (5) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画が、円滑に進められているか。
- (6) （仮称）萬松園公園整備事業 Park-PFI の取り組みが公正に計画的に進捗しているか。
- (7) 地籍調査における所有者調べの事務が効率化されているか。
- (8) 空家実態調査の調査結果が事業計画に適正に反映されているか。
- (9) 空家対策審議会の状況がホームページで適正に情報発信されているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

建設部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 道路構造物の今後の維持管理について
2. 個別施設計画書で定めた舗装工事の方針について
3. 道路管理の損害賠償事案発生防止について
4. 都市計画基礎調査（マスタープランの見直し）について
5. 街路整備事業（合河片山津線）について
6. 山中温泉地区整備事業（菊の湯広場、湯の本広場整備）について
7. （仮称）萬松園公園整備事の進捗と課題について
8. 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の状況と課題について
9. 加賀温泉駅周辺施設整備事業について
10. 山代温泉街なみ環境整備事業計画策定について
11. 地籍調査における所有者調べの効率化について
12. 市営住宅管理について
13. 町屋再生整備事業について
14. 山代温泉街なみ環境整備事業計画策定について
15. 空家等対策推進事業について

16. 空家実態調査の調査結果について

17. 空家対策審議会の情報発信について